

中小企業

融資制度のご案内

中小企業融資制度について

小豆島町内の中小企業者の経営の安定及びその育成振興を図ることを目的とした制度です。

対象となる事業者

常時使用している従業員数が20人（商業・サービス業は5人、サービス業のうち宿泊業・娯楽業は20人）以下の会社および個人で以下の要件を満たす方が対象です。

個人	町内に居住し、同一事業を引き続き6月以上営み、町税を完納している者で、この融資の連帯保証人になっていない個人
法人	町内に事務所又は事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上営み、町税を完納している法人

融資の種類

融資の使途	運転資金	設備資金
融資限度額	700万円	700万円
貸付利率	香川県中小企業振興融資（市町協調資金分）制度要綱の規定に基づく特産振興小口融資利率による。【令和8年1月20日現在 <u>2.1%</u> 】	
保証料率	保証協会の定めによる。	
融資期間	72月以内（2月以内の据置期間を置くことができる。）	
償還方法	毎月元金均等償還（繰上償還も可）	
連帯保証人	保証協会の定めによる。	

融資の申込

融資をご希望の方は、申込書に関係書類を添付し、指定金融機関（百十四銀行・香川銀行）にお申し込みのうえ、融資について審査を受けていただきます。

申込時の提出書類

提出書類	個人	法人	備考	
小豆島町中小企業融資 申込書	○	○		
商業登記簿謄本の写し (履歴事項全部証明書)		○	法務局で取得	
住民票	○		小豆島町役場で取得	
完納証明書 (町税)	○	○	小豆島町役場で取得	
保証 人	住民票	○	○	小豆島町役場で取得
	完納証明書 (町税)	○	○	小豆島町役場で取得
金融機関に提出した書類の写し	○	○		
委任状	○	○	代理人（金融機関含む）が 手続きする場合	

その他条件

連帯保証人	<ul style="list-style-type: none">・徴求基準は、信用保証協会の定めによる。・町内に1年以上居住し、町税を完納し、かつ返済能力のある者。・保証件数は2件以内。・本制度融資を受けている者は、その完済を待たずして他人の保証をすることはできない。ただし、金融機関及び信用保証協会が認めた場合は、この限りでない。
保証	<ul style="list-style-type: none">・信用保証協会の保証が条件。

小豆島町中小企業融資保証料補助金制度

香川県信用保証協会の保証制度を利用する際には、利用者負担として信用保証料が発生します。小豆島町では、融資期間内に完済した方に対して、保証料相当額を補助する小豆島町中小企業融資保証料補助金制度がございますので、融資完済後にご活用ください。

詳細は下記QRコードより小豆島町ホームページをご確認ください。

お問い合わせ先

小豆島町商工観光課産業支援室

郵便番号：761-4492
小豆郡小豆島町片城甲44番地95
問合せ先：0879-82-7021
olive-shoko@town.shodoshima.lg.jp



↑小豆島町
ウェブサイト